

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、平成4（1992）年の都市計画法の改正により創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民に最も近い立場にある市町村が住民の意見を反映しながら、まちづくりの基本理念や将来都市像、地域ごとのあるべき姿、そのための方針等を定める計画です。

都市計画マスタープランは、「現況」、「構想」、「実現化方策」の3編で構成され、それぞれ以下のような役割を担っています。

| 構成 | 対応する章・概要 | 役割 |
|-------|---|---|
| 現況 | 第2章 都市の現況と課題 上位・関連計画や人口、産業の動向、土地利用状況や都市施設の整備状況等の現況及びアンケート調査から、まちづくりに関して佐伯市が抱える課題を整理します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●都市の将来像と現状の乖離を整理し、構想を検討する際の土台とします。 |
| 構想 | 第3章 将来都市像とまちづくりの基本方針 市全域を対象に、将来人口や将来都市像、まちづくりの基本方針、将来都市構造等を設定します。 第4章 まちづくりの方針（全体構想） 土地利用、市街地形成、交通・公園等の都市施設、自然環境、景観形成、都市防災等に関する分野別方針を定めます。 第5章 地域別構想 市域を7つの地域に区分し、地域ごとに土地利用、都市施設、都市環境に関する方針を定めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●おおむね20年先の都市の将来像と方向性を共有できるように明確化します。 ●各方針を明確化し、都市計画決定や変更を行う際の根拠とします。 |
| 実現化方策 | 第6章 まちづくりの推進の方策 描いた構想の実現に向けた、まちづくりの推進の方策を定めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体の参画による協働のまちづくりを進める際の指針とします。 |

2. 策定の背景

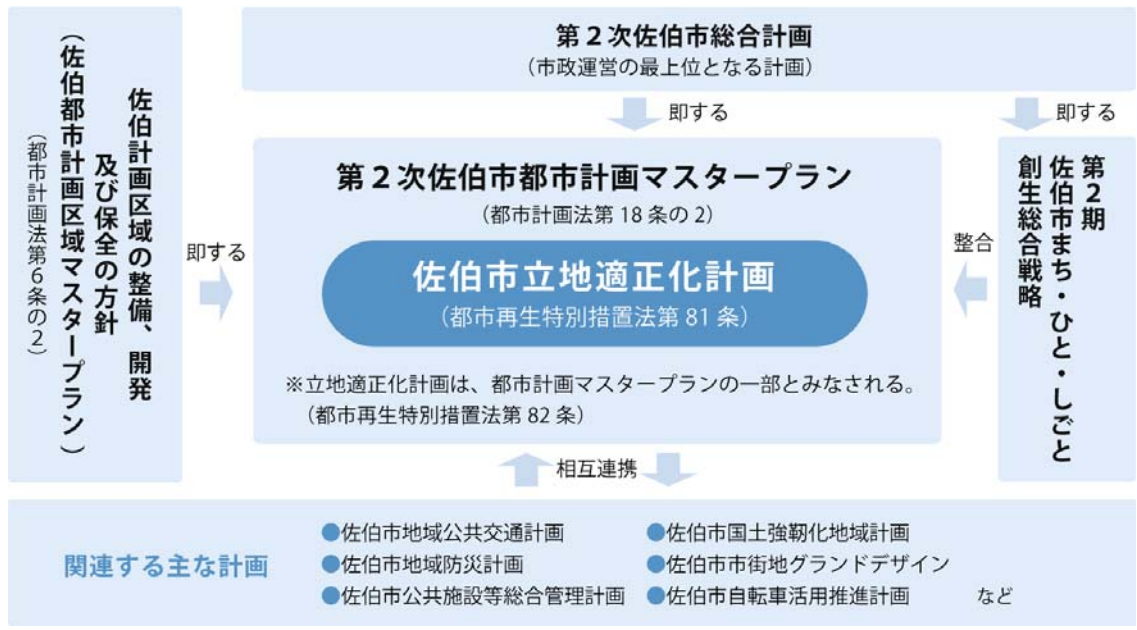
近年、少子高齢化の進行により全国的に本格的な人口減少社会を迎えており、それに伴う税収の減少、財政規模の縮小、生活利便施設や公共交通の縮小、地域コミュニティ機能の低下等が人々の暮らしに様々な影響を及ぼすことが懸念されています。また、人口減少を背景に市街地における賑わい創出や産業構造の変化への対応、コンパクトな都市の実現、多発する自然災害に対応した安全・安心なまちづくりなどの都市づくりに求められる課題も多様化しており、これらに対応した都市計画マスタープランの策定が求められています。

本市においても、人口減少や少子高齢化の進展、南海トラフ地震の発生が予測されているなど、様々な課題に対応していく必要があります。

こうした時代潮流や社会情勢の変化など本市を取り巻く環境の変化に対応するため、第2次佐伯市都市計画マスタープランの策定を行います。

3. 都市計画マスタープランの位置付け

本計画は、市の最上位計画である「第2次佐伯市総合計画」や大分県が策定する「佐伯都市計画区域マスタープラン」に即すると共に、本計画の一部とみなされる立地適正化計画や関連計画と連携を図りながら、実現に向けた取組を進めます。



4. 計画の対象と目標年次

本計画では、都市全体の将来像を見据えることが重要であるため、市全域を対象範囲とします。また、本計画の目標年次は、概ね20年後の令和25(2043)年とします。なお、社会情勢や行財政の在り方、市民意識の変化などに的確に対応するため、中間年次である令和15(2033)年を基本に必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

5. 計画の策定体制

策定に当たっては市民意向を反映させつつ庁内関係課で構成される「都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会」等を設置し、庁内意見を反映した計画を策定します。加えて有識者や関係団体、市民代表等で構成される「都市計画審議会」や市議会議員で構成される「市議会」に諮ることで、多様な関係者の意見を反映した計画を策定します。

